

平成30年度 第1回 静岡市消費者教育推進地域協議会 会議録

- 1 日時 平成30年9月13日（木）午前10時45分から正午まで
- 2 場所 静岡市役所静岡庁舎新館9階 特別会議室
- 3 出席者
  - (1) 委員  
色川会長、櫻田副会長、小清水委員、萩原委員、岩原委員、竹田委員、  
良知委員、杉山委員、宮下委員、鈴木委員、渡辺委員、川島委員、久保田委員  
※欠席2名：橋本委員、堀池委員（生涯学習推進課岡本主幹が代理出席）
  - (2) 事務局  
鎌田主幹兼所長、澁谷主査、森消費者教育推進員、服部消費生活相談員、  
大石消費生活相談員
- 4 会議内容
  - (1) 静岡市消費者教育推進計画の進捗状況と今後の課題について
  - (2) 静岡市消費者教育推進計画の見直し案について
  - (3) 今後の見直しスケジュールについて
  - (4) その他

色川会長：それでは、ただ今より静岡市消費者教育推進地域協議会の議事に入ります。  
まず、議事1「静岡市消費者教育推進計画の進捗状況と今後の課題について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：議事1「静岡市消費者教育推進計画の進捗状況と今後の課題について」説明

色川会長：それでは質問や意見等ございましたら、挙手をお願いします。

宮下委員：資料1のNo.65、No.66「小学生向け消費者教育教材の作成」と「幼児向け消費者教育教材作成」が未着手ということですが、今後、具体的にはどのように対応していくことを考えていますか。

事務局：新たに作ることは難しいことと、他の消費生活センターが作成した教材も多くなったことから、そのような既存の教材を活用していくことを考えています。

色川会長：その点は後ほど、見直し案の説明で詳しく説明していただけますね。

鈴木委員：資料2「基本方針2」の成果指標「消費者トラブルに対して、消費生活センターに相談しようと思う人の割合」が3.4%にとどまっていますが、その原因をどのように分析していますか。

事務局：市民意識調査ではトラブルに遭ったがどこにも相談しなかった人の理由としては、「相談するほどのことではないと思った」と答えた人の割合が高かったです。また、「消費生活センターに相談した内容は、国のデータベースに集約され、事業者指導や法改正等に役立てられる」ことを知っている人は少ないという結果でした。そのため、消費生活センターを知ってもらうだけではなく、たいしたことではないと思っても、相談することにより社会に役立つということも知ってもらうということが必要であると考えます。

色川会長：消費生活センターの認知度そのものも下がっていますよね。消費生活センターを知ってもらうための啓発とあわせて、どのような場面で相談してよいのかという周知も必要ではないでしょうか。悪質商法について相談できるのはわかっている、ほかのすべてのことが消費生活センターに相談してよいのかどうか、わからないということがあると思います。

岩原委員：私たちはハナミン劇団で悪質商法の啓発をしています。年間20回ほど公演していますが、その際は必ず消費生活センターに相談しましょうという話をしています。

色川会長：多分、ハナミン劇団さんだと事例をやって寸劇をみているので、そういうネタだったら相談するというのがわかりやすいかもしれない。ほかのとき、食中毒にあったとき連絡するのかどうかとか、何かちょっと食べ物がおかしかったときどうすればいいんだろうということを、多分、センターに言うかというところがある。もう少し練ったほうがいいかなと思ったりします。ありがとうございます。

ほか、いかがでしたか、何でも。

杉山委員 今のことに関連しているのですが、市民意識調査の報告書の68ページに、「誰にも相談しなかった理由はどれですか」というのが書かれています。「相談するほどのことではないと思った」というのが確かに一番多いのですが、「相談しても仕方がないと思った」という人がその次に多くなっています。「どこに相談したらよいかわからなかった」という人は2.6%で少ないので、多分、相談する場所はわかっているかと。相談するほどのことではないし、相談しても仕方がないという、諦めてしまっているところがあるので、先ほど被害救済額を示したように、相談したらそれなりのレスポンスはちゃんと受け取れますよというところまで、「相談してください」だけではなくて、その後どうなるのかというところまでを示せるといいのかなと思います。

色川会長：いかがでしたか。よろしいですか。次の見直しの案と合わせて進捗状況も見て

また浮かぶことがあるかもしれませんので、議事2に入ります。静岡市消費者教育推進計画の見直し案について、説明をお願いいたします。

事務局：議事2「静岡市消費者教育推進計画の見直し案について」説明

色川会長：ありがとうございました。それでは、見直し案も含めて御質問、御意見等があれば、挙手をお願いします。

宮下委員：先ほど質問した点に関連したのですが、7ページの「教材の作成・活用」でつけ加えた部分だけ見ると高校生向けの教材しか使わないような感じを受けるので、たとえば、『…「社会への扉」をはじめ、県や他自治体の消費生活センター等が作成した小中高向けの教材…』とか、中学校はもう作っているので、『幼児向け、あるいは小学校向け、高校向けの教材…』とか、何か入れていただいた方がよいかと思いません。

それと同時に、新規作成までは難しいということであれば、成果指標もこちらにあわせて、「幼児向け、小学校向け教材の活用」とかそういう形にするのもあるかなと思います。そのあたり書き方を検討していただければと思います。いずれも意見です。

事務局：持ち帰って検討させていただきます。ありがとうございます。

色川会長：ほか、いかがでしょうか。どうぞ。

渡辺委員：持ち帰って検討していただくということで、また意見を言って申しわけないんですけど、私は藁科こども園の渡辺と申します。

幼児向けのいろんなものをお考えになっていく中で、準備はまだ完了してないかもしれませんが、具体的にはどんな教材ができるといいのかとか、どういうものが実際に幼児向け教材として役に立つとして考えているのか、その辺をちょっと聞いてみたいなと思います。

事務局：まだ具体的に検討はしていませんが、幼児ということで遊びの中で自然に学べるようなものがないのではないかとということで、まだ他市のものなどの情報収集をしている状態です。現場で何かこういったことでよかった、という体験もありましたら、ぜひ教えていただきたいと思います。

色川会長：例えば、国で出ているのだと内閣府ですけど、「たいせつなおやくそく」という絵本をつくって、約束を守らないと大変なことになるよというのがあります。あと、消費者庁でつくったものでは、みんなで危険を安全にみたい絵が描いてありまして、「どういうところが危ないかな？」と書いてある、例えば風呂場で暴れている子たちの絵とか出ていて、それを見つけていくみたいなのがあります。多分そういうのだと思います、イメージするのは。小さい子だと、まだ消費者教育というよりも道徳的

な内容のものというところはあるかなと思います。

絵本は結構いくつかの自治体でつくっていますけど、著作権の問題とかもあるので、手に入れるのは難しいと思います。ですから、外で作成された教材を本当に使えるのか、使いやすいのか、実際、本市で配ってよいのかとか、そういうことも含めて検討された上での活用だと思うので、簡単に「活用」と書いていいのかという心配があります。そもそもそういう検討をしていないんだったら活用にもならない。

つくることに関しては、お金のこともあるし難しいのはよくわかるんですけど、ただ、つくることの意味は、やはり関係する人たちが学ぶことができる、それは職員含めてです、そういうメリットがあるんです。だから、つくること、配ることが目的だけじゃなくて、つくるプロセスがとても大事だというふうに思いますので、お金の問題もあるんですが、その辺のことも含めてメリット・デメリット考えていただいた方がいいかなと思っています。

ほか、いかがでしょうか。

櫻田副会長：櫻田と申します。5ページの「第3 推進の内容」のところ、大学、専修学校の場合には講座の開設という、より積極的なアクションを記載していただいたのに対して、その上の小中高に関しては人材活用や情報資料の積極的な提供などというところにとどまっているという違いがあるのかなと思うんですけども、成年年齢の引き下げなどもあるので、個人的には高校生とか中学生とかに講座を開催するというのも意義があるのかなと思います。その辺、小中高と大学で違っている何か事情みたいのがあったら教えていただきたいと思います。

色川会長：いかがでしょうか、何かあれば。

櫻田副会長：マンパワーとか、やっぱり大学はある程度自由にカリキュラムできるのに対して、小中高は結構がちがちとかいろいろあるかとは思いますが。

色川会長：特に理由ないですね。

事務局：先ほど説明した「行政推進会議」で（2）は「充実させます」と書いていますが、（3）は「支援します」ということで、書き方が弱いのではないかと、大学等で実際に講座もやっているならそのように書いてはどうかと言われました。そこで（3）だけ直して、（1）、（2）について十分検討しないままあげてしまったというのが現状ですので、ここは前後のバランスも考えて再度検討したいと思います。

色川会長：この辺難しいところだと思うんですけど、やっぱり県とのすみ分けという問題があります。多分どこの自治体もそうなんですけど、小中は市の仕事みたいなところがあって、高校以上だと県立とか、大学も国立、大学は学校法人かな、ですから、どちらかというところの県の仕事かなと言われることもあります。その辺のすみ分けを考えた上で、どういう取組を静岡市さんとしてすべきなのかをやっぱり検討する必要があります。

特に高校に関しては、御存じだと思いますけど、消費者庁が「社会への扉」を使ってくれと今、県教委を通じて、今年度から全ての高校で使うことになっています。そうすると静岡市さんの入る余地はどこにあるのかと言われると、かえって邪魔しちゃうかなという感じもあるので、悩ましいなとちょっと思います。

宮下委員：静岡市立高校も、ですか。

色川会長：市立も全部です。今、県教委は私立も含めて全部にそういう働きかけをしていますので。実際にやるかどうかはその後です。

大学に関して言うと、これは個別に当然話しかけていっていいと思います。学生課とか教務課とか、ああいうところに静岡市としてこういう事業をぜひやってほしいというふうに働きかければ、何かしらのリアクションがあるだろうと思いますので、そういう取組も考えられるかなと。

何かほかに御質問、御意見あれば。

細かいところでちょっと質問させていただくと、例えば推進校で行っている事業のうち、他校でも実現可能な事業については推進校以外でも実施していきたいとのことですけど、具体的にどういうものだったら他校でも可能性があるのでしょうか。何か具体的に案があれば教えていただきたいんですけど。

事務局：今年度、お昼の放送を使って、推進員がつくったお知らせを放送委員の子に読んでもらって広報してもらおうということをやりましたところ、好評でした。その形でしたら原稿を各校にわけて読んでいただけるので、読んだ子自身は特に勉強にもなるので、取り組みやすい活動かなというふうに考えています。

色川会長：それ、ぜひすぐ配ったほうがいいんじゃないですか、全校に。あと小学生向けをつくるとか。

宮下委員：それは、すごくいい取組だと思います。すでにやっているのであれば、やっていると書いておいた方がよいのではないのでしょうか。実際にやっていることをまたさらに全校に広げていくということであれば、数値目標も立てやすいし、客観的にすぐわかりやすい指標です。せっかく全国に先駆けてやっているわけですから、ぜひアピールしていただいた方がよいかと思います。

事務局：ありがとうございます。

色川会長：ほか、いかがでしょうか。資料もいっぱいあがっていますし、何か一言あればいただければと思いますけども。

杉山委員：6ページなんですけれども、真ん中の2番、「消費者教育の人材（担い手）の育成及び活動支援」というところです。今、20何人か登録されているかと思うんです

が、具体的にどのような活動をされたのかということの御説明いただけるとありがたいんですけども。

事務局：昨年度開講しました担い手の養成講座の受講生が登録をしてくれています。今が活動の1年目になるものですから、実際の活動報告というのは今年度末に出していただく予定になっています。ただ、報告書はまだ出てきていないんですけども、今年の担い手の養成講座に昨年度の受講生にスタッフとして入っていただき、運営を手伝っていただくとともに、今、自分が地域でどのような活動をしているのかということ休憩時間などにコミュニケーションの中で伝えていただいているということもあります。

昨年度の担い手登録をした人の中には、消費者協会さんに加入をして活動の場を広げているという方もいらっしゃいます。

あとは、消費者啓発集中キャンペーンのときに呼びかけをしまして、御参加いただいて、街頭で一緒に声かけをしていただくというふうなこともしています。

杉山委員：ありがとうございます。まだこれからということですね。

色川会長：ほか、いかがですか。

例えば、推進校とか推進地区というのは結局全体に広げるための1つの実験的な取組だと思うんですけど、さっきの昼休みの放送がひっかかるんですけど、ほかに何か全体に広げていくための手がかりというか、こういうのだったらもしかしたらできそうだな、というものが、推進地区も含めて何かあれば教えていただきたいんですけど、何かどうでしょう。

次回でもいいですけど、何かそういうヒントがあるといいなと思います。課題も当然あると思いますが、ただこれだと数だけの問題になっちゃうので、やっぱりそこから得たものをもう少し広げていける可能性があるものをちゃんと挙げていただけるといいかなと思うんですけど。ありがとうございます。

あと、いかがでしょうか、よろしいですか。そうしましたら、次の議事3、今後の計画見直しスケジュールについてお願いします。

事務局：議事3「今後の計画見直しスケジュールについて」説明

色川会長：これは流れの問題で、1月ぐらいに次の会議をやられるということですね。また日程調整等よろしくをお願いします。よろしいですか。これは技術的な問題なので。

では、そうしましたら、特にこの件で御質問とかなければ。

それでは、これで全体の話は終わりだと思うんですが、何か全体で御質問、御意見等ありましたら。今、出てこなかったことでも出たことでも結構です。

もしあれば何か遠慮なく言っていただければと思いますけど、よろしいですか。どうぞ。

杉山委員：私は最近、講座をやっていませんけれども、仲間がやっているとき、講座の最後に消費生活センターの利用について案内します。その際、消費生活センターの電話番号もお知らせしますが、やっぱり細かい番号をお知らせするのは、ということもあり、「188！」の番号をなるべく周知というようなことをちょっと心がけています。

「188！」にかけたとき、どういうふうな手順でつながるかという、その辺をもう一回ちょっと説明していただけるとありがたいなと思うんですけど。

188ってかけたら自分の最寄りのところにつながるかとは思いますが、市の方につながるのか、県の方につながるのか、そのあたりの仕組みについて、皆さん知っているんじゃないですか。私自身はかけたことがないので、申し訳ないですが、教えていただけますか。

事務局：今、ちょっと手元に正確な資料がないのではっきり答えられないですけど、まずかけると自分の郵便番号か何かを入れるようなメッセージが出まして、その時間帯に開設している相談センターを御案内するようなものと聞いています。またこの点については調べまして、会議録の確認のときにでも簡単な手順を委員の皆様にお知らせしたいと思います。よろしく願いいたします。

杉山委員：申し訳ありません。私はそこまでは知っております。ですが、皆さんにその話をしたときに、郵便番号というのが、静岡市の問題ではなくそのシステムの問題かと思うんですけど、郵便番号というのは案外知らないということがあって、郵便番号を押せないときにどうなるのというところがちょっと伝えられなくて困っているという状況です。ぜひ次回にはよろしく願いします。

事務局：はい、確認しておきます。

色川会長：もちろんそういうシステムがあると思うんですけど、でもどこに行くかわかりませんよね。県にいったら可能性も当然あって。

杉山委員：そうです。その辺を教えてください。

色川会長：これはちょっと特殊な例かもしれませんが、ある地域では県の窓口の方があいている時間が短くて、市の窓口の方が長かったりするのでそちらに電話がきちゃう。188だどこないはずなんですけど、調べて電話してきちゃうという地域もあったりします。ですから、何か変かなくて皆が言っている地域もありました。普通はあいていない時間だと。国センもあいていれば国センとかそっちに飛んでいくんだと思うんですけど、でもそういうことも起こったりしてということで。

「188！」自体の周知は国の問題だと思います。本当に不十分だと思いますけど。確かに188押しちゃった方が早いですよね。

杉山委員：そうなんです。必ず何かの資料の下に書くんですけど、188のほうが覚えやす

いかなという。

色川会長：できれば講座で188にかけたらどうなるかとやってみるかとか、実践で。センターには先に言っておいたほうがいいかもしれませんが、すぐ御協力いただけたらと思います。

よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、これで第1回消費者教育推進地域協議会の議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。